

令和 年度分 市民税・県民税申告書（兼国民健康保険税申告書）  
（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

受付印
-----

住所

フリガナ

氏名

電話番号

—

—

生年月日

・

・

●確定申告した（予定含む）上場株式等の所得

※損益通算前の所得を記入

住民税の源泉徴収税額

	総合課税分	円	円
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、どちらか一方に☑をつけてください。

A・住民税ではすべて申告いたしません。

B・確定申告とは異なる申告を選択します。（申告しない所得が混在する場合もこちら）

Bを選択された場合は、下記もご記入ください。

※損益通算前の所得を記入

住民税の源泉徴収税額

		円	円
確定申告では総合課税分として 申告した上場株式の配当等 のうち	住民税でも総合課税を選択するもの	円	円
	住民税では分離課税を選択するもの	円	円
	住民税では申告しないもの	円	円
確定申告では分離課税分として 申告した上場株式の配当等 のうち	住民税では総合課税を選択するもの	円	円
	住民税でも分離課税を選択するもの	円	円
	住民税では申告しないもの	円	円
上場株式の譲渡所得等のうち	住民税では申告しないもの	円	円

【注意事項】

※この申告書の提出期限は個人市県民税の税額決定納税通知書が送達される時までです。

※対象となる上場株式等の所得は、あらかじめ住民税が源泉徴収（所得税 15.315%と住民税 5%の合計 20.315%）されているものに限りま。

※確定申告書の控の写し、または、特定口座年間取引報告書の写しを添付してください。

※上記の表の住民税源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で課税することがあります。

※繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書（市ホームページからダウンロード）」の提出が必要です。

注意事項の詳細は裏面をご確認ください

## 所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択する場合の留意事項について

### 申告書の提出期限について

所得税と市民税・県民税において異なる課税方式を選択する場合は、個人市県民税の税額決定納税通知書が送達される時まで申告いただくことが必要です。この期限を過ぎた場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできませんのでご注意ください。確定申告書のみ提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式にて市民税・県民税の課税を行うこととなります。

なお、確定申告書第二表の「住民税に関する事項欄に全部を申告不要とする旨」の記載をした場合は、「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書」の提出は不要です。この場合も個人市県民税の税額決定納税通知書が送達される時まで、税務署に確定申告書を提出する必要があります。

### 【税額決定納税通知書の送達時期の目安】

- ・ 給与から特別徴収をされている方は、特別徴収税額決定通知書を5月中旬に送付しております。
- ・ 普通徴収及び年金から特別徴収をされている方は、税額決定納税通知書を6月上旬に送付しております。

### 所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式を選択することが可能な所得について

所得税と市民税・県民税において、異なる課税方式の選択が可能な所得については、上場株式等の配当等所得及び上場株式等の譲渡所得等です。

- ※1 上場株式等の配当等所得については、大口株主等が支払を受けるものを除きます。
- ※2 上場株式等の譲渡所得等については、源泉徴収されていない特定口座（簡易申告口座分）及び一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできません。
- ※3 譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告するかどうかは、源泉徴収口座ごとに選択できます。（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）
- ※4 同一の源泉徴収口座内で、黒字の上場株式等の譲渡所得等と上場株式等の配当等所得がある場合は、いずれかのみを申告することもできます。ただし、上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合は、配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

### 申告書の提出時にあわせてご提示いただく書類について

- ・ 確定申告書を提出した場合は、確定申告書の控えの写し一式
- ・ 特定口座年間取引報告書の写しや上場株式配当等の支払通知書など

### 課税方式を選択することによる留意事項について

- ・ 申告不要を選択した場合は、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- ・ 市民税・県民税の配当等所得及び譲渡所得金額を申告することにより、国民健康保険税や介護保険料などの算定に影響を及ぼす場合があります。

### 【重要】繰越損失がある場合

当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書（以下、「繰越控除明細書」という）」の提出が必要です。

※所得税において所得申告及び繰越損失の適用を行い、市民税・県民税においては申告不要とした場合においても、繰越損失額を翌年に繰り越すためには「繰越控除明細書」の提出が必要です。

また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と市民税・県民税における繰越損失額に相違がある場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、市民税・県民税においても「繰越控除明細書」で繰越損失額の申告を行ってください。申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額が適用できなくなります。